

第37号議案

「第59回日本児童青年精神医学会総会」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 佐藤 正子



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2018年 8月 9日

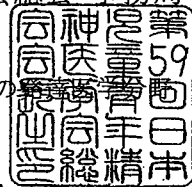
文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 第59回日本児童青年精神医学会総会 事務局

住所 (所在地) 〒113-8655  
東京都文京区本郷7-3-1  
東京大学大学院医学系研究科こころの発達学

代表者名 (ふりがな) かのう ゆきこ  
金生 由紀子

代表者連絡先 (事務担当者) 第59回日本児童青年精神医学会総会 運営事務局  
株式会社メッド 担当: 大上 紗扶里  
〒701-0114  
岡山県倉敷市松島1075-3  
TEL: 086-463-5344 FAX: 086-463-5345



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	第59回日本児童青年精神医学会総会		
実施期間	2018年10月11日 (木) から 2018年10月13 日 (土) まで ( 3 日間)		
実施場所	東京大学本郷キャンパス内		
事業内容	目的※	子どもに関係するあらゆる分野の専門家による講演が行なわれ、児童青年精神医学とその近接領域に関する知識や情報を提供を行なう。参加者が子どもたちの現在と未来のために少しでも貢献できるような総会を開催する。また、「教育に関する委員会セミナー」および「福祉に関する委員会セミナー」は無料で公開され、学会員でなくても多くの文京区民に情報提供を行なう。	
	内容	特別講演、教育講演、シンポジウム、国際セッション、症例検討、委員会セミナー、一般演題等の講演が行なわれ、子どもの心の健康に関する研究成果の情報提供と活発な討論を行う。	
	対象者	医師、看護師、心理士、心理臨床等に携わる医療技術者、教師・養護教諭などの学校・教育関係者、児童福祉関係者、司法関係者など (参加予定人員 1700人)	
	参加費	学会員: 12,000円、非会員14,000円、非会員 (学生) 7,000円 無料公開セミナーのみの参加: 無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	東京精神科病院協会 (申請中)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

## 開催概要

- 会 名：第 59 回日本児童青年精神医学会総会
- 会 期：2018 年 10 月 11 日（木）、12 日（金）、13 日（土）
- 会 場：東京大学本郷キャンパス内  
（〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1 TEL：03-5800-8664）
- 参加者数：約 1,500 名
- 会 長：金生由紀子（東京大学大学院医学系研究科 こころの発達医学分野）
- 副 会 長：木村 一優（医療法人社団 新新会 多摩あおば病院）
- 顧 問：笠井 清登（東京大学医学部附属病院 精神神経科）
- 総会テーマ：こころの発達を支える  
素質と環境との相互作用の中で
- プログラム：・会長講演 ・特別講演 ・教育講演 ・シンポジウム ・委員会セミナー  
・症例検討 ・共催セミナー ・一般演題（口演、ポスター）
- 開催実績：第 58 回日本児童青年精神医学会総会（奈良）  
会期：2017 年 10 月 5 日（木）～10 月 7 日（土）  
会長：飯田 順三（奈良県立医科大学看護学科長 人間発達学教授）  
  
第 57 回日本児童青年精神医学会総会（岡山）  
会期：2016 年 10 月 27 日（木）～10 月 29 日（土）  
会長：青木 省三（川崎医科大学 精神科学教室 主任教授）  
  
第 56 回日本児童青年精神医学会総会（神奈川）  
会期：2015 年 9 月 29 日（火）～10 月 1 日（木）  
会長：松本 英夫（東海大学医学部 専門学系精神科学）
- 総会事務局：東京大学大学院医学系研究科 こころの発達医学分野  
〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1  
TEL：03-5800-8664 FAX：03-5800-9562
- 運営事務局：株式会社メッド 担当：大上、馬場  
〒108-6028 東京都港区港南 2-15-1 品川インターシティ A 棟 28 階  
TEL:03-6717-2790 FAX:03-6717-2791  
E-mail：jscap59@med-gakkai.org

日程案 10月11日(木)

時間	会場	伊藤国際学術研究センター	化学部本館	理学部2号館	情報学環・理工学ホール	医学部総合中央館	経済学部学術研究支援棟(小島ホール)	伊藤国際学術研究センター
9:00	A会場 安田講堂 シアター1130席	日会場 B2F 伊藤国際学術研究センター スクリーンシアター-380席	C会場 5F 講堂 シアター-220席	D会場 4F 講堂 スクリーン190席	E会場 B2F 情報学環・理工学ホール スクリーン180席	F会場 3F 大講堂 スクリーン100席	G会場 2F 小島コンファレンスルーム スクリーン60席	H会場 ポスター会場 B2F 多目的スペース
9:30								
10:00								
10:30								
11:00		10:00-12:00 代議員会						
11:30								
12:00								
12:30								
13:00								
13:30	12:50-13:50 閉会式/会員集会							
14:00	13:50-14:30 学委員 投票式・記念講演							
14:30								
15:00	14:40-15:40 特別講演1 演者：原田 順三	14:40-16:40 シンポジウム1 逆境体験が子どもにも与える影響- ACE studyや発達性トラウマ障害を どう考えるか 司会：志生 和佳子 演者：志生 和佳子 山下 俊也 上原 健司 石原 崇子 島田 聖義 指定討論：田中 実	14:40-15:40 一般口演1 ADHD	14:40-15:40 一般口演2 PDD/ASD1	14:40-16:40 大切な相手と自分自身を築き続け ける子どもとの関わりを通して 院治療で抱え負った 症例検討1 16:40-18:40 症例検討2 プリンセスに連れつづも、暴れて しまっ男児の入院治療過程	14:40-15:40 一般口演5 その他1		
15:30								
16:00	15:50-16:50 記念講演2 演者：生池 新	16:50-18:50 シンポジウム2 児童青年期の神経・精神発達障害 司会：土屋 英治 演者：土屋 英治 及川 泰也 北原 誠男 藤原 健太朗 安藤 信太郎	16:50-17:40 一般口演3 PDD/ASD2	16:50-17:40 一般口演4 PDD/ASD3	16:40-18:40 症例検討2 プリンセスに連れつづも、暴れて しまっ男児の入院治療過程	16:40-17:40 一般口演7 学校精神医療2		
16:30	15:50-16:50 記念講演3 子どもの心の健康 小児科と精神 科の連携に向けて 演者：岡 明		17:40-18:25 一般口演4 PDD/ASD3	17:40-18:25 一般口演5 外来・入院統計		17:40-18:25 一般口演8 外来・入院統計		
17:00	16:50-17:50 記念講演2 演者：生池 新							
17:30								
18:00								
18:30								
19:00								
19:30								
20:00								



日程案 10月13日(土)

時間	会場	内容	講師	共催	理学部会	情報学連・福祉ホール	医学部総合中央館	経済学研究科交際棟(小島ホール)	伊藤国際学術研究センター	東京大学医学部附属病院
9:00	A会場 安田講堂 シアター1130席				D会場 4F 講堂 スクール190席	E会場 B2F 福祉ラウンディングシアター スクール180席	F会場 3F 大講堂 スクール100席	G会場 2F 小島コンファレンスルーム スクール80席	ポスター会場 B2F 多目的スペース	
9:00-11:00	シンポジウム7 強迫症の病機的な理解と対応 司会：金子 由緒子 演者：高良 純、田中 繁二、田中 繁、石川 亮太郎	シンポジウム9 青年期の移行問題について〜外来でできること〜 司会：中野 育子 演者：原田 剛志、森野 浩貴、山本 彩	シンポジウム11 児童精神医学と脳科学 司会：藤原 孝 演者：江口 誠介(須佐子)、小坂 浩隆(須藤モナリ)、藤原 孝(徳尾誠隆)		9:00-9:45 一般口演23 乳幼児	9:00-11:00 総論に関する委員会セミナー 司会：小耳 雅彦 演者：田中 裕一、清田 泉生、小野 亮 《無料公開》		9:00-11:30 生涯教育に関する委員会 第8回臨床研究発表セミナー を研究してみよう！〜症例報告 司会：小野 亮 講演：ワーキンググループ： 池之七 麻帆、伊吹 友希	9:00-10:00 ポスター16 乳幼児	
9:30					9:45-11:00 一般口演24 PDU/AS07				10:00-10:30 ポスター15 乳幼児	
10:00									10:00-11:00 ポスター20 乳幼児	
10:30									10:30-11:00 ポスター18 児童理解	
11:00										
11:30										
12:00										
12:30										
13:00										
13:30										
14:00										
14:30										
15:00										
15:30										
16:00										
16:30										
17:00										
17:30										
18:00										
18:30										
19:00										
19:30										
20:00										

12:00-17:00  
児童青年精神科診療所連絡協議会  
《参加費 3,000円》

## 予算書

### 収入の部

項 目		金 額		
1.参加費				¥17,130,000
[事前]	会員	¥10,000	× 450名	¥4,500,000
	非会員	¥12,000	× 150名	¥1,800,000
	学生	¥6,000	× 20名	¥120,000
	弁当販売	¥1,000	× 150名	¥150,000
[当日]	会員	¥12,000	× 600名	¥7,200,000
	非会員	¥14,000	× 200名	¥2,800,000
	学生	¥7,000	× 80名	¥560,000
2.懇親会費				¥500,000
		¥5,000	× 100名	¥500,000
3.補助金				¥1,000,000
	日本児童青年精神医学会より			¥1,000,000
4.広告掲載料				¥766,800
	表2	¥86,400	× 1社	¥86,400
	表3	¥86,400	× 1社	¥86,400
	後付 全頁	¥54,000	× 5社	¥270,000
	後付 半頁	¥32,400	× 10社	¥324,000
5.展示出展料				¥162,000
	基礎小間	¥16,200	× 10小間	¥162,000
6.共催セミナー				¥6,600,000
	共催セミナー大	¥1,300,000	× 2社	¥2,600,000
	共催セミナー中	¥1,100,000	× 2社	¥2,200,000
	共催セミナー小	¥900,000	× 2社	¥1,800,000
7.寄付金				¥3,000,000
	企業より			¥3,000,000
合 計				¥29,158,800

### 支出の部

項 目	金 額
1. 会場費・附帯設備費	¥6,000,000
2. 旅費宿泊費	¥2,000,000
3. 招請費	¥1,500,000
4. 懇親会費	¥1,200,000
5. 手数料	¥5,000
6. 事務局費	¥2,000,000
7. 印刷費(抄録集)	¥1,000,000
8. 印刷費(その他)	¥1,500,000
9. 通信費	¥500,000
10. 発送作業費	¥500,000
11. 演題処理費	¥400,000
12. 機材・備品費	¥7,200,000
13. 会場装飾費	¥530,000
14. 展示会場運営費	¥100,000
15. 人件費	¥3,700,000
16. 飲食関係費	¥323,800
17. 会議費	¥300,000
18. 事後処理費	¥400,000
合 計	¥29,158,800



一般社団法人日本児童青年精神医学会  
定款

定款作成日 平成 25 年 2 月 15 日

公証人認証日 平成 25 年 3 月 22 日

法人成立日 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本児童青年精神医学会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市北区に置く。

(目的および事業)

第 3 条 当法人は、児童青年精神医学とその近接領域の向上発展のためにそれらの研究を促進することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 学術研究会の開催
- 2 機関誌の発行
- 3 内外関係諸機関ならびに団体との連絡
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第 2 章 会員及び代議員

(会員、入会および種別)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は当法人の定める学会基本理念及び倫理綱領を守るものとする。

4 当法人の会員は、次の 2 種とする。

①正会員 児童青年精神医学及びそれに関連のある領域の研究又は実践に従事している者で、2 名以上の会員の推薦があり、理事会の承認を受けた者

②名誉会員 当法人の運営に功労のあった者で、理事会が推薦し、代議員会の議決を経た者

(会費等)

第 6 条 正会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、代議員会の議決を経て、臨時会費を徴収することがで

きる。

3 会員は、この定款及び細則、その他の規則等又は法令を遵守しなければならない。

4 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合には、速やかに当法人へ届け出なければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

①2年以上会費等を滞納した時

②成年被後見人又は被保佐人になったとき

③死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき

④除名されたとき

⑤代議員会での全員の同意があったとき

2 会員は、前項により資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第8条 各会員はいつでも退会届を理事長あてに提出することで退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、代議員総数の半数以上が出席し、代議員総数の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議によりその会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に書面ないし口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(代議員)

第11条 当法人における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法とよぶ。」）に規定する社員は、正会員の中から選出される100人の代議員をもって構成する。

2 代議員は3年以上連続して当法人の正会員である者から代議員選挙により選出する。代議員選挙に関する規則及び細則は理事会において定める。

3 代議員は、正会員を代表し、その要望事項等について理事会に報告・提案を行う。また理事会より諮問を受けた重要案件について協議する。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、本条第2項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第2項の代議員選挙は、4年に1度、当該年に開催される定時代議員会開催日までに実施することとし、代議員の任期は選任の4年後に実施される代議員選挙により新たな代議員が選出されるときまでとする。ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が締結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。

10 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

(4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 一般法人法第299条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

### 第3章 代議員会

(代議員会)

第12条 当法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、定時代議員会は、毎事業年度の終了後10ヶ月以内に開催し、臨時代議員会は必要に応じて開催する。

2 代議員会はすべての代議員をもって構成する。

3 第1項および第2項の代議員会をもって、一般法人法に規定する社員総会とする。

(代議員会の権限)

第13条 代議員会は、次の事項について決議する。

- ①会員の除名
- ②理事及び監事の選任又は解任
- ③計算書類等の承認
- ④定款の変更
- ⑤解散
- ⑥その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(招集)

第 14 条 代議員会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 代議員会の招集通知は、会日より 5 日前までに各代議員に対して発する。

3 前項にかかわらず、代議員会は、代議員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第 15 条 代議員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 代議員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 代議員会の議長は、代表理事又は当該代議員会において選出された者とする。

(議事録)

第 18 条 代議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名又は記名し、押印する。

#### 第 4 章 会員集会

(会員集会)

第 19 条 当法人は、代議員会とは別に会員集会を年 1 回開催することができる。

2 前項の会員集会は、定時代議員会が開催される日を含め 3 日以内に開催する。

(招集)

第 20 条 会員集会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 会員集会の招集通知は、会日より 5 日前までに各会員に対して発する。

(議長)

第 21 条 会員集会の議長は、当該会員集会において会員の互選により選出する。

(会員集会の性質)

第22条 当法人における会員集会は、日々の業務に関する報告をし、すべての会員から当法人に対する幅広い意見を集約する場であり、会員は理事会に対して、その業務や当法人に対する意見を述べることができる。

2 前項の会員集会で出された意見について理事会は、その後の業務運営の参考にし、反映させるよう努めることとする。

## 第5章 役員

(役員を設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

理事 15名

監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を理事長とし、理事の中から常務理事若干名を置くことができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務・権限)

第25条 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

2 常務理事は、理事長を補佐し当法人の業務を分担執行する。

3 理事長、常務理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。ただし、理事の再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。ただし、監事の再任を妨げない。

3 補欠として選任された場合の理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当するときは、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、その場合の決議は、代議員総数の半数以上が出席し、代議員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき  
(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、代議員会において、その取引について重要な事実を開示し、代議員会の承認を得なければならない。

- ①自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引  
(損害賠償責任およびその免除)

第 30 条 一般法人法第 112 条の規定については、社員を代議員と読み替えて適用する。

2 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- ①当法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③代表理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議

があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 会計及び資産等

(剰余金の処分制限)

第 37 条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は代議員会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時代議員会に報告しなければならない。

①事業報告

②事業報告の附属明細書

③貸借対照表

④損益計算書(正味財産増減計算書)

⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に

該当しない場合には、定時代議員会への報告に代えて、定時代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第42条 当法人は、必要があるときは、代議員会の議決により、特別会計を設けることができる。

## 第8章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 細則及び委員会

(細則)

第44条 本定款をさらに明確にするために、別に理事会の議決によって細則及び規則等を定めることができる。

2 理事会は必要に応じて委員会を組織することができる。委員会は、理事会より付託された議案を審議する。

## 第10章 附則

(定款の施行)

第45条 当法人は、1960年11月16日に創立された任意団体の日本児童青年精神医学会が、一般社団法人日本児童青年精神医学会として法人格を取得するものである。

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成26年3月末日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、一般法人法第10条に規定する設立時社員の定めるところによるものとする。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第48条 一般法人法第10条に定める当法人の設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。

設立時社員

1 住所 ■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■



2 住所 ■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■

3 住所 ■■■■■■■■■■

氏名 ■■■■■■■■■■

(設立時役員等)

第 49 条 当法人の設立時役員は、第 23 条の規定にかかわらず、日本児童青年精神医学会の選挙を経て平成 24 年 10 月 31 日に選任された以下の者とする。

設立時理事 齊藤万比古 本城秀次 松本英夫 傳田健三 本多奈美 上別府圭子 岡田俊 田中哲 飯田順三 高岡健 中村和彦 松田文雄 井出浩 田中究 木村一優

設立時代表理事 齊藤万比古

設立時監事 市川宏伸 牛島定信

(設立後最初の代議員の選任)

第 50 条 当法人の設立後最初の代議員は、第 11 条の規定にかかわらず、第 48 条に定める 3 名を除き、当法人の設立後速やかに、日本児童青年精神医学会の解散時に評議員であった者を代議員に追加選任する。

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本児童青年精神医学会 設立のため設立時社員 齊藤万比古 他 2 名の定款作成代理人である行政書士 森健輔 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 25 年 2 月 15 日

設立時社員 齊藤 万比古

設立時社員 本城 秀次

設立時社員 松本 英夫

行政書士法第 1 条の 3 に基づき、代理人として電子署名をする。

上記設立時社員 齊藤万比古 他 2 名の定款作成代理人

東京都世田谷区祖師谷 1 丁目 25 番 3 号

行政書士 森健輔

登録番号 07080541

日本児童青年精神医学会 役員名簿

代表理事：

松本英夫 東海大学医学部精神科学

常任理事：

飯田順三 奈良県立医科大学医学部看護学科

田中 究 兵庫県立ひょうごこころの医療センター

理事：

岡田 俊 名古屋大学医学部附属病院親と子どもの心療科

奥野正景 医療法人サヂカム会三国丘病院

金井 剛 三重県立子ども心身発達医療センター

金生由紀子 東京大学大学院医学系研究科こころの発達医学分野

木村一優 医療法人社団多摩あおば病院

小平雅基 総合母子保健センター愛育クリニック小児精神保健科

高岡 健 希望が丘こども医療福祉センター

田中 哲 東京都立小児総合医療センター児童思春期精神科

中村和彦 弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座

野呂健二 名古屋大学心の発達支援研究実践センター

本多奈美 東北大学大学院医学系研究科精神神経学分野

森岡由起子 大正大学人間学部臨床心理学科

監事：

市川宏伸 東京都立小児総合医療センター

齊藤万比古 恩賜財団母子愛育会愛育相談所

任期：2016年総会～2020年総会まで